



栃木県公報

令和6(2024)年
3月29日(金)
号外
第28号

目次

規 則

- 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正…………… 1
- 教育委員会
- 栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正…………… 1
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正…………… 4
- 県立学校管理規則の一部改正…………… 4
- 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正…………… 4
- 栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則の廃止…………… 5
- 職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部改正…………… 5
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正…………… 6
- 栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正…………… 9
- 職員の宿日直手当支給規程の廃止…………… 9

規 則

栃木県規則第15号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則（平成14年栃木県規則第41号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 ① 略	附 則 1 略 2 <u>第2条第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局教育政策課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第3号

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を

改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第1条 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和33年栃木県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
(課、室、班及び担当)	(課、室及び担当)																				
<p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">課 室 名</td> <td style="text-align: center;">班 ・ 担 当 名</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>企画調整担当、<u>高校再編推進班</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務担当、人事担当、指導担当、<u>学びの機会充実担当</u>、学力向上推進担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立学校並びに教育事務所における総務事務の効率化に関すること。</u></p> <p>(13)～(23) 略</p> <p>(学校安全課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 事務局等の職員及び<u>県立学校の</u> _____ 教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 義務教育課の分掌事務(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>多様な学びの機会の実現に関すること。</u></p> <p>(18) 略</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第9条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする</p>	課 室 名	班 ・ 担 当 名	教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進班</u>	略		義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当、 <u>学びの機会充実担当</u> 、学力向上推進担当	略		<p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる _____ 担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">課 室 名</td> <td style="text-align: center;">担 当 名</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>企画調整担当、<u>高校再編推進担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12)～(22) 略</p> <p>(学校安全課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 事務局等の職員<u>並びに</u>県立学校の<u>幼児、児童、生徒及び教職員</u>の健康管理に関すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 義務教育課の分掌事務(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第9条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする</p>	課 室 名	担 当 名	教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進担当</u>	略		義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当	略	
課 室 名	班 ・ 担 当 名																				
教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進班</u>																				
略																					
義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当、 <u>学びの機会充実担当</u> 、学力向上推進担当																				
略																					
課 室 名	担 当 名																				
教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進担当</u>																				
略																					
義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当																				
略																					

る。
(1)～(16) 略

(17)～(21) 略

(健康体育課の分掌事務)

第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 県立学校の幼児、児童及び生徒の健康管理に関すること。

(8)～(10) 略

(課長及び室長)

第14条 略

2 略

3 第2条第1項に規定する班及び担当並びに同条第2項に規定する課内室の分掌事務並びにこれらに属する職員の分担事務は、課室長において定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(室長及び班長)

第16条 課内室に室長(第14条に規定する室長を除く。以下「課内室長」という。)を、班に班長を置く。

2 課内室長又は班長

は、その分担事務について課長を補佐し、当該課内室又は班に属する職員の担任する事務を監督するとともに、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

(課室長の代理)

第18条 総括課長補佐、課内室長又は班長は、課室長に事故があるときは、あらかじめ課室長が定めた順序により、その職務を代理する。

る。
(1)～(16) 略

(17) 栃木県青年の家及び栃木県立少年自然の家に関すること。

(18)～(22) 略

(健康体育課の分掌事務)

第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7)～(9) 略

(課長及び室長)

第14条 略

2 略

3 第2条第1項に規定する担当及び同条第2項に規定する課内室の分掌事務並びにこれらに属する職員の分担事務は、課室長において定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(室長)

第16条 課内室に室長(第14条に規定する室長を除く。を)を置く。

2 前項の規定により課内室に置かれる室長(以下「課内室長」という。)は、その分担事務について課長を補佐し、当該課内室に属する職員の担任する事務を監督するとともに、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

(課室長の代理)

第18条 総括課長補佐又は課内室長は、課室長に事故があるときは、あらかじめ課室長が定めた順序により、その職務を代理する。

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(昭和46年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育次長、参事、課長、室長、総務主幹、主幹、<u>課内室長及び班長並びに教育事務所及び学校以外の教育機関の長の任免</u></p> <p>(5)～(20) 略</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育次長、参事、課長、室長、総務主幹、主幹<u>及び課内室長</u>並びに教育事務所及び学校以外の教育機関の長の任免</p> <p>(5)～(20) 略</p>

2・3 略

2・3 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第4号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和55年栃木県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
日光市立日光小学校	略	日光市立日光小学校	略
日光市立中宮祠小学校	略	日光市立清滝小学校	<u>日光市清滝2の10の1</u>
略		日光市立中宮祠小学校	略
		日光市立安良沢小学校	<u>日光市久次良町1777</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)

栃木県教育委員会規則第5号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(幼稚部入学志願の資格) 第15条の4 幼稚部に入学志願をすることができる者は、3月31日現在において _____ _____ _____ 満3歳以上満6歳未満の幼児とする。	(幼稚部入学志願の資格) 第15条の4 幼稚部に入学志願をすることができる者は、3月31日現在において、 <u>視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満4歳以上満6歳未満、聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満3歳以上満6歳未満の幼児</u> とする。

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第6号

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>教育委員会</u> <u> </u>は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。</p>	<p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>法第47条の5第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。</u></p>

別表を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会規則第7号

栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 栃木県青年の家規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第11号）
- (2) 栃木県立少年自然の家規則（昭和48年栃木県教育委員会規則第15号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(生涯学習課)

栃木県教育委員会訓令第1号

事務局
 学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程（昭和31年栃木県教育委員会訓令第461号）の一部を次のように改正する。

別表青年の家及び少年自然の家に勤務する職員の項を削る。

(栃木県教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 栃木県教育委員会公印規程（昭和51年栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理者	名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理者
略						略					
同	(イ)	同	縦 30 横 10	同	同	同	(イ)	同	縦 30 横 10	同	同
						同	(ア)	同	方 20		栃木県 青年の 家利用 券押印
						同	(ア)	同	方 20		栃木県 立少年 自然の 家利用 券押印
略						略					
						栃木県 何何青 年の家 所長之 印	(ケ)	同	方 20	同	各青年 の家所 長
						栃木県 立何何 少年自 然の家 所長之 印	(コ)	同	方 20	同	少年自 然の家 所長
栃木県 総合教 育セン ター所 長之印	(ケ)	同	方 20	同	総合教 育セン ター所 長	栃木県 総合教 育セン ター所 長之印	(サ)	同	方 20	同	総合教 育セン ター所 長
栃木県 立文書 館長之 印	(シ)	同	方 20	同	文書館 長	栃木県 立文書 館長之 印	(シ)	同	方 20	同	文書館 長

別表第2中(ケ)及び(コ)を削り、(サ)を(ケ)とし、(シ)を(コ)とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第2号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総括課長補佐 組織規程第17条第3項に規定する総括課長補佐をいう。</p> <p>(5) リーダー 組織規程第15条第3項に規定する総務主幹、<u>組織規程第16条第1項に規定する課内室長及び班長並びに組織規程第15条第5項又は組織規程第17条第4項の規定により担当のリーダーを命ぜられた者</u>（以下「担当リーダー」という。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。</p>				<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総括課長補佐 組織規程第18条第3項に規定する総括課長補佐をいう。</p> <p>(5) リーダー 組織規程第16条第3項に規定する総務主幹及び<u>組織規程第17条第2項に規定する課内室長</u>並びに組織規程第16条第5項又は組織規程第18条第4項の規定により担当のリーダーを命ぜられた者（以下「担当リーダー」という。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。</p>			
決裁権者	組織の区分	第1次代決者	第2次代決者	決裁権者	組織の区分	第1次代決者	第2次代決者
略				略			
主幹課長	総務主幹、 <u>課内室長又は班長</u> （以下「総務主幹等」という。）を置く課	略	略	主幹課長	総務主幹又は <u>課内室長</u> （以下「総務主幹等」という。）を置く課	略	略
	略	略	略		略	略	略
略				略			
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定専決事項 教育政策課関係～義務教育課関係 高校教育課関係</p>				<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定専決事項 教育政策課関係～義務教育課関係 高校教育課関係</p>			
教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項	教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
1～8 略	1～21 略 22 県立学校において教科書			1～8 略	1～21 略 22 県立学校において教科書		

以外の図書を教材として使用する場合の承認（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）
 23・24 略
 25 県立学校の施設の使用（5日以内の使用_____及び健康体育課_____の所掌に属するものを除く。）の許可
 26 略

以外の図書を教材として使用する場合の承認（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）
 23・24 略
 25 県立学校の施設の使用（5日以内の使用並びに特別支援教育室及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の許可
 26 略

特別支援教育課関係

教育次長専決事項	特別支援教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1～3 略 4・5 略		

特別支援教育課関係

教育次長専決事項	特別支援教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1～3 略 4 県立の特別支援学校の施設の使用（5日以内の使用及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の許可 5・6 略		

生涯学習課関係

教育次長専決事項	生涯学習課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項

生涯学習課関係

教育次長専決事項	生涯学習課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1 青年の家の休所日の変更及び臨時休所の承認 2 県立少年自然の家の休所日の変更及び臨時休所の承認		

健康体育課関係 略 2 略	1~5 略	健康体育課関係 略 2 略	3~7 略
------------------	-------	------------------	-------

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)

栃木県教育委員会訓令第3号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成13年栃木県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																		
<table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>記 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮女子高等学校</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	記 号	略		栃木県立宇都宮女子高等学校	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>記 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮女子高等学校</td><td>略</td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮中央女子高等学校</td><td>宇中女高</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	記 号	略		栃木県立宇都宮女子高等学校	略	栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇中女高	略	
学 校 名	記 号																		
略																			
栃木県立宇都宮女子高等学校	略																		
略																			
学 校 名	記 号																		
略																			
栃木県立宇都宮女子高等学校	略																		
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇中女高																		
略																			

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会訓令第4号

事 務 局
学校以外の教育機関

職員の宿日直手当支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

職員の宿日直手当支給規程を廃止する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和27年栃木県教育委員会訓令第136号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)